

## 災害ボランティア活動資機材に係る貸出取扱要領

(趣旨)

第1条 道が保有する災害ボランティア活動資機材（以下、「資機材」という。）の貸出しに関する事務については、別に定めるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(貸出要件)

第2条 資機材の貸出しは、次の要件のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大規模災害等の被災地における災害ボランティアセンター（以下、「要請者」という。）から、資機材に係る支援要請を受けた北海道災害ボランティアセンター（以下、「総合調整者」という。）が、近隣市町村等からの供給や関係団体等との調整を踏まえ、道が保有する資機材の必要性を総合的に判断した場合。
- (2) その他、保健福祉部長が特に必要として認めた場合。

(資機材の種類及び貸出数量等)

第3条 貸出しの対象となる資機材は、別紙のとおりとする。

(貸出し及び返却方法等)

第4条 道が保有する資機材の貸出しを希望する要請者は、別記第1号様式を総合調整者に提出するものとする。

- 2 前項による申請があった場合、またはその他必要と認めた場合は、総合調整者は、道に対し別記第1号様式に意見等を付し提出するものとする。
- 3 前項による申請があった場合、資機材の利用が適切と認められるときは、道は貸出しを決定するものとし、別記第2号様式により通知するものとする。
- 4 貸出し及び返却は、保健福祉部福祉局地域福祉課において行う。
- 5 貸出期間は、貸出開始を希望する日からの必要期間とする。ただし、正当な理由がある場合は、最大一年の間で延長することができる。なお、貸出しの延長を希望する場合は、事前に改めて別記第1号様式を提出するものとする。
- 6 第2条第2項による要件に該当する場合についても、上記第1項から第5項に準ずる取扱いとする。

(貸出し及び返却に係る費用)

第5条 資機材の貸出料は、無料とする。ただし、資機材の搬送及び返却に係る費用については、要請者又は総合調整者等（以下、「要請者等」という。）の負担とすることを基本とする。

(貸出承諾等)

第6条 道は、第4条の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、所有する資機材の数量の範囲内において貸出しを承諾するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 営利目的の活動に使用するとき。
- (3) その他、道が資機材の貸出しについて不適切と認めたとき。

2 前項の規定による貸出承諾後であっても、前項各号の規定に該当すると判明した場合には、速やかに貸出しを中止し返却を求めることができる。この場合の返却に係る費用については、要請者等が負担するものとする。

(貸出しに関する遵守事項)

第7条 要請者等は、善良な管理者の注意義務をもって資機材を取り扱うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資機材を第三者に譲渡等しないこと。
- (2) 申請書の記載どおりに資機材を使用すること。
- (3) 資機材の貸出期間を遵守すること。
- (4) その他、道が特に付した条件に従って使用すること。

(原状回復)

第8条 要請者等が資機材を亡失又は損傷、破損した場合には、要請者等の責任と負担により、原状に回復し、又は現品により返還しなければならない。

なお、要請者等の故意又は過失に依らない亡失又は損傷、破損については、この限りではない。

(要請者等の責任)

第9条 資機材の使用等により、要請者等が被った損害、又は要請者等が第三者に与えた損害に対しては、北海道は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、北海道と要請者等が個別に協議して定めるものとする。